

平成26年12月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成26年12月22日(月) 三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後15時40分

(2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員	前川 順子
委員	谷 敏司	教育長	倉本 淳一

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	鈴木 良英
文化財課長	中岡 久雄
教育指導主事	喜多 雅文
池田学校給食センター所長	内田 妙子
生涯学習・スポーツ振興課主査	水原 ひとみ

(4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

◆小松委員長

ただいまの出席委員は4名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成26年三好市教育委員会12月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程のとおりです。

(5) 議事録署名者の指名

前川 順子 委員

◆小松委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。今月の議事録署名者については、前川委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

それでは前川委員さん、よろしく申し上げます。続きまして報告事項に入ります。最初に教育長から諸般の報告をお願いします。

(6) 報告事項

◆倉本教育長

3ページをご覧ください。主なものだけご報告いたします。

1 1月19日、市教職員組合より要望を受けました。1つは公正公平な人事異動をお願いしたいということ、2つ目は勤務条件の改善で、特に給与の改善について県へ市町村教育委員会からも改善の要望をしてほしいということ、3つ目は図書費などの増額といった施設設備の充実をお願いしたいという内容でした。同日に、市のPTA協議会からも要望を受けました。これも要望が3点ありました。1つ目はエアコンの設置、2つ目は施設設備の充実、3つ目は特別教育支援員の配置を従来とおりに行ってほしいということでした。

1 2月1日に議会が開会いたしました。議会関係については、松丸次長からまとめてご報告をさせていただきます。

1 2月5日にエドバイザー会議がありましたが、私が大雪のため出席できませんでしたので、喜多指導主事に開催をお願いいたしました。エドバイザーからは各学校訪問先で実践の報告を受けたと聞いております。

また、1 2月12日、幼・小・中学校長会を開催いたしました。色々指示連絡をいたしました。来年度、特にお願いしたいこととして、“児童生徒の学習習慣や学習態度の確立”です。学習習慣というのは家庭での勉強時間の確保、学習態度というのは授業中の姿勢や応答の仕方です。学習態度については、学校訪問の際、去年と比べて非常に良くなっておりましたので、それに感心したことを申し上げて、なお一層これに磨きをかけて行こうというお話をさせていただきました。

それから教職員に対しては“指導力の向上”をお願いいたしました。特にICT機器の活用といったこともありますが、それ以外に全国学力テストの学習状況調査の中に、教師が考えなくてはならないような問題点が浮き彫りになりました。例えば、他の市町村と比べて授業が始まる時に授業の目的や目標が提示されていないという事などもありまして、そのようなことも顧みながら、指導力の向上をお願いしました。

また保護者や地域社会の方たちに対しましては、平成27年度は土曜日授業が始まりますので、学校への運営参画を行っていただきたいと思っております。ただ学校へ来るだけでなく、保護者が行事に参加して自分たちで運営し、改善し、評価するという形を作っていただきたいというお話をいたしました。その3つを来年度に向けて準備して行ってほしいとお願いしました。

1 2月21日、徳島駅伝の本部会議と結団式がありました。小松委員長さんにもご出席をいただきました。今年も子どもたちや関係者が全力で頑張っておりますので、ぜひ応援していただきたいと思っております。

次に行事予定ですが、1 2月24日に議会が散会する予定です。1月3日、徳島市で徳島駅伝開会式、1月4日、13時から池田総合体育館で成人式、1月6日、徳島市で徳島駅伝閉会式、1月7日から8日の2日間にかけて市教委の人事ヒアリング、また1月14日には県庁で県教育長との人事ヒアリングを行う予定です。その内容については後ほど皆さんと協議をしたいと思います。それから、1月16日と19日に教職員人事面接を県教委と主に行います。1月21日、市民大学講座があります。1月27日に1月の定例教育員会を行いたいと思っております。

◆松丸次長

では、議会の報告をさせていただきます。ご承知のとおり、1 2月5日の大雪のため1 2月の議会の日時が変更され、本来であれば22日で散会する予定でしたが、24日に散会となっております。

先議をしていただいた議案以外は議決をいただいておりますが、途中の経過という形でご報告をさせていただきます。まずは学校給食センター建築に伴う予算です。実施年度を26年度から27年度の2ヶ年事業に変更しますので、債務負担行為をさせていただきたいという平成26年度一般会計補正予算にかかる議案を1 2月1日に先議の上、原案とおりに決定いただきました。27年度分の事業費を減額し、その額を債務負担にして措置するということです。15日、16日の両日、一般質問と議案審議がございました。

一般質問は2人の議員から質問がございました。千葉議員からは吉野川三野運動公園について、工事の概況、財源、維持経費についての質問で、鈴木課長からご答弁いたしました。細かい内容は省略いたしますが、現在、サッカー場2面、18ホールのパークゴルフ場、400メートルトラックの取れる陸上競技場などの整備をするという内容でご答弁をいたしております。続いて中議員から、三好市のいじめ防止基本方針について、本市の実状と策定に至った経緯、基本方針で特に重視

しているものについての2項目の質問がございまして、教育長がご答弁いたしております。三好市のいじめの実状については過去3年間で、平成23年度では小学校で7件、中学校で2件、平成24年度では小学校で7件、中学校で8件、平成25年度では小学校で6件、中学校で4件といういじめの報告がありました。三好市では深刻化したいじめは発生していないとご答弁申し上げます。基本方針で特に重視しているものについては、いじめの基本方針を策定した時に申し上げましたけれども、三好市いじめ問題対策連絡協議会を設置すること、重大事態が発生した場合には、いじめ問題等調査委員会を設置すること、またその調査が不十分であったと市長が判断した場合には再調査の委員会を設けるといったことを申し上げます。それから議案質疑ですが、特にありませんでした。

文教厚生委員会ですが、教育委員会関係では3つの議案がありました。1つは三好市の学校設置条例の一部を改正する条例で、これは大和小学校の廃校で大和小学校を本条例から除外する議案です。幼稚園や教員宿舎についても同様の扱いになります。これについては特に質問はございませんでした。

次に三好市幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例で、「新聞報道で定額制を維持するという報道があったが、今回の改正には応能負担が取り入れられているので、市民の皆様には誤解が生じるのではないか」というご質問や、ひとり親世帯に対する軽減措置、特に未婚のひとり親への対応についてのご質問がございまして、未婚のひとり親への軽減措置については今後状況を見ながら検討していきたいとご答弁いたしました。

それから平成26年度の補正予算についてですが、教育振興計画審議会委員への報酬、平成27年度使用教科用図書教師用指導書の購入、人員勧告に伴う職員の給与関係の補正ですが、特に報告をすべき質問はなかったように思います。文教厚生委員会では、3つの議案とも原案のとおり承認していただいておりますが、24日にまだ議決が残っております。

◆小松委員長

以上の報告につきまして、質問やご意見はございませんか。では私から、先ほどの補正予算のところまで西井川小学校校舎改築について出てきておりませんでしたけれども、それはどうなっていますか。

◆松丸次長

西井川小学校の件は補正予算の中には入りません。後でご説明申し上げますが、西井川小学校改築工事変更請負契約を提出する予定です。

◆小松委員長

変更した場合の議会の承認は、どうなるのですか。

◆東口課長

後でご説明申し上げますが、金額が大きいため本工事契約のときも議会の承認が必要になっておりましたが、それに伴い変更契約も3,000千円以上の変更を生じる場合も議会の承認が必要になってきます。

◆松丸次長

元々の設計金額が150,000千円以上の場合には議会の承認が必要です。その後変更が生じる場合に3,000千円未満であれば後で報告となっており、3,000千円以上の変更がある場合には議会の承認を経て契約を締結するという事になっています。

西井川小学校校舎改築工事の場合、現計の予算額の範囲内で変更をするものですので、追加の予算を請求する訳ではありません。当初予算の予算額があって、契約は入札をしてその予算の範囲内で金額が収まっています。今回の変更もその当初予算の範囲内で収まっています。

◆谷委員

先月の定例委員会での議案は、先ほどの次長の説明のとおりの意味ですよね。

◆東口課長

1億の設計額があって、請負率が90%の90,000千円で業者が落した場合、残りの10,000千円は予算として残っています。その後、予算の範囲内で変更があれば、もともとの予算が残っているので補正予算を組まなくても問題ないということです。

◆小松委員長

わかりました。それでは、他に何かありますか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは、次に工事請負契約についてです。説明をお願いします。

◆東口課長

4 ページが三好市学校給食センター新築工事の請負契約についてです。これにつきましては12月10日に入札執行されまして、指名競争入札により丸浦工業と契約金額730,080千円で契約を締結いたしました。12月24日に議会の議決を求めるということで、議会に提出しております。

5 ページが西井川小学校改築工事の変更請負契約で、変更の内容は前回の定例委員会でご説明させていただいたとおりで、当初契約金額707,700千円に6,266,160円を増額し、713,966,160円となりました。この分について変更請負契約を求めるとして12月19日に議会に仮契約を提出しております。

◆小松委員長

ただいまの報告について、ご質問はありませんか。

◆委員一同

ありません。

(7) 承認事項

◆小松委員長

次に承認事項に移ります。平成26年11月定例会議事録の承認についてです。資料を事前に送っていただいておりますが、これに関して訂正箇所はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

では平成26年11月定例会議事録について、先日送っていただいた内容のとおりで承認いたします。続いて議案に移ります。

(8) 議 案

第 38 号 三好市幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について

第 39 号 三好市幼稚園預かり保育実施要綱の改正について

第 40 号 三好市幼稚園午後保育実施要項の廃止について

第 41 号 三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部改正について

第 42 号 三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について

第 43 号 三好市教育委員会教育長交際費の支出基準に関する要綱について

◆小松委員長

では議案第38号、“三好市幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について”、関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

6 ページをお願いします。これにつきましては、本議会で提案しております三好市幼稚園保育料徴収条例の改正に伴いまして施行規則も一部改正するというので、改正前にありました改正の事由等で、生活保護法による保護を受けているものや市民税の所得割が非課税額の場合、その下に“保育料の合計額（年額2万円を限度とする。）を減免する。”という項目がありますが、その減免分については幼稚園の就園奨励費として国からいただいていた補助金がありました。しかし今回の新制度への移行に伴い廃止になり、新たに生活保護世帯は保育料が無料になるという規定を三好市立幼

稚園保育料徴収条例の中で謳っております。ですので、改正前の第2条は全文削除いたしまして、“第2条、条例第3条に規定する保育料・預かり保育料算定の基準日等は次のとおりとする。(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯にあつては、生活保護法の適用のあつた日の属する月”と改正しております。

また、改正後の第2条の第2項に“条例第3条第1項に規定する保育料”とありますが、改正により第1から第4階層までの段階で保育料を徴収することになり、その決定は別紙の幼稚園保育料認定申請書に課税証明書を添えて提出してもらい、それによって決定されます。その別紙様式は9ページに記載しております。

第3項につきましては、先ほど次長の議会の報告の中で、いわゆる未婚の母、見做し寡婦の取り扱いはどうなっているのかと質問を受けたとありましたが、実は保育所の保育料についてはそういった算定をしております。しかし税法上では、未婚の母は寡婦という扱いにはならないので、所得が1,250,000円以下であれば、寡婦の場合は非課税ですが、未婚の母の場合は課税されるようになっております。そのため新たに第3項を設けまして、未婚の母でも見做し寡婦として幼稚園保育料も保育所と同様に所得が1,250,000円以下であれば非課税世帯として扱うことといたします。

第4項につきましては、幼稚園保育料徴収条例で定めている年額保育料の基準保育日数等を記載しております。基準保育日数は200日、預かり保育日数のうち午後保育日数は200日、長期休業、夏休み、冬休み、春休みの保育日数は40日を目安としております。また、“この規則は、平成27年4月1日から施行する。”としております。以上です。よろしくお願ひします。

◆小松委員長

説明がありましたが、何か質問はありませんか。

◆谷委員

基準日数を定めているのは何故ですか。

◆松丸次長

1日当たりの単価を出すためです。月の途中で入園や退園があつた時に保育料の減額が必要になってきますので、そのために基準日数を定めております。

◆小松委員長

先月の定例委員会で、所得割での保育料を決めていましたが、それについての内容になるのでしょうか。

◆松丸次長

それを補足するものでございまして、規則については、条例で定めているものの取扱いで特に詳しく規定をするべきものがある場合に、規則で補足をするというようになっておりますので、特に第2条の第1項の(1)、(2)の関係については、生活保護法の適用があつた日の属する月から対象になるということを謳っております。保育料の算定をするうえで、認定申請書を提出してもらうという形になっております。

第3項については、未婚のひとり親世帯に対する取り扱いをしますという規定をしております。

◆小松委員長

先月上がっていた議案が“徴収条例”で、今月の議案が“徴収条例施行規則”となって、こちらで詳しい内容を定めることになる訳ですね。

◆東口課長

そうです。規則ですので、本委員会でご承認いただければ、そのまま規則として運用できるようになっております。

◆小松委員長

議会の承認がなくてもいいのですか。

◆東口課長

はい。

◆小松委員長

この内容に直接関係はないのですが、先ほどの説明での疑問なのですが、寡婦と未婚の母との地方税法上の差を国のほうでは是正する動きはないのでしょうか。

◆東口課長

税務課へ確認を取ったのですが、そういった話はないそうです。この第2条の第3項に書かれている母子及び父子並びに寡婦福祉法では、未婚の場合も含むとありますので、この法律に基づく寡婦というのは、未婚の場合も含みますが、地方税法では未婚の母は寡婦として認められておりません。今回、この福祉法がなければ、同じ所得のひとり親世帯でも非課税の人と課税の人の差がついてしまっていたと思います。

◆小松委員長

国のほうで問題にならないのでしょうか。

◆松丸次長

全国の色々な自治体で、この点についての認識はあるようですが、税法を国のほうで改正するまでに至っていないようです。

◆小松委員長

他はよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

それでは、議案第38号については原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第38号は原案のとおり決定することといたしました。続きまして第39号、“三好市幼稚園預かり保育実施要綱の改正について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

10ページをご覧ください。“三好市幼稚園預かり保育実施要綱の改正について”、徴収条例の第2条で、預かり保育については教育時間以外の時間帯において別に定めるところにより行う保育として定義しております。その“別に定めるところ”を定義するために今回の要綱で改正を提案させていただきます。

12ページにこれまでの“三好市立幼稚園預かり保育実施要綱”を記載しております。この第3条に“預かり保育の期間は、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日”とあるように、長期休業中に限られておりましたが、新しく第4条として“教育課程に係る教育時間終了後午後1時30分から午後6時まで”とあるとおり、今までの午後保育が預かり保育に含まれることとなります。これも子ども子育て支援新制度により、改正された点です。また長期休業中の保育も、午前8時から午後6時までとここで規定されております。預かり保育の休業日は、第5条で休日を定める条例に規定する休日及び3月31日、4月1日、お盆期間中は預かり保育を実施しないと規定しております。

またこの要綱は、平成27年4月1日から実施すると提案させていただいております。よろしくお願いたします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がございましたが、議案第39号について何か質疑はございませんか。

◆東口課長

13ページに記載されているのがこれまでの幼稚園預かり保育申込書の様式ですが、これについても、9ページの幼稚園保育料認定申込書の様式の下の方に預かり保育の希望を申請できるようになっておりますので、この様式も今回の改正に伴い、削除する形になっております。

◆倉本教育長

幼稚園の管理規則の中に幼稚園の教育時間の終了が午後1時30分と規定してあったのでしょうか。

◆松丸次長

管理規則の中では、明確に規定していなかったと思います。幼稚園ごとに預かり保育の開始時間が1時からだったり1時半からだったりバラバラだったのですが、幼稚園教諭で議論してもらい、

1時半からと統一することになりました。

◆倉本教育長

今はこの時間でいいけれども、“午後1時30分から午後6時まで”と明記していたほうがいいのか、“教育時間終了後から午後6時まで”とするほうがいいのか。

◆小松委員長

時間を入れないほうが間違いはないですね。

◆松丸次長

現場からは明記してほしいとの声がありましたので、明記しておりました。

◆小松委員長

他はどうでしょうか。

◆東口課長

附則で訂正をお願いします。“この要綱は平成27年4月1日から実施する。”としておりますが、“施行する”に文言を変えさせていただきます。

◆小松委員長

簡単な質問なのですが、第7条に“預かり保育は、教育委員会が指定する幼稚園で実施する。”とありますが、その指定はどのような形でしているのですか。

◆東口課長

現在は池田町内の幼稚園で実施しています。箸蔵、三縄、池田で午後保育を実施しており、長期休業中の預かり保育は池田町内の幼稚園に通っている園児を集めて実施しています。

◆小松委員長

それはどのような形で指定しているのでしょうか。要綱で“預かり保育は、教育委員会が指定する幼稚園で実施する。”としているのなら、その下で詳しく規定をしていると思うのですが、どうですか。

◆東口課長

おそらく文書化はされていなかったと思います。教育委員会で決定した取り決め事項という扱いになります。

◆小松委員長

何か確認したいことができた時に、議事録しか文書化されたものが残っていないという状態は、後々問題になってくるのではないかと思います。

◆東口課長

午後保育に関してですが、山城町、井川町の幼稚園、池田町の白地幼稚園では現在、児童クラブを利用しています。子ども子育て支援新制度によりまして、児童クラブを利用できるのは小学生に限定する動きとなりましたので、ゆくゆくはそれらの幼稚園でも実施せざるを得なくなってくると思います。その時に、実施する幼稚園を明記したほうがよいような気がします。

◆中岡課長

告示でいいのではないのでしょうか。“この要綱第7条に規定する実施園は次のとおりとする”という議案を提案して、承認いただいたら告示という形にすればよいのではないのでしょうか。

◆松丸次長

今、中岡課長が申し上げたとおり、告示行為で足りるのではないかと思います。

◆小松委員長

個人的には何か欠けているような気がしていますので、また検討していただけますか。

◆松丸次長

分かりました。

◆小松委員長

他はどうでしょうか。何かありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは、議案第39号については原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり決定されました。続きまして、議案第40号、“三好市幼稚園午後保育実施要項の廃止について”を議題といたします。関係部局からお願いします

◆東口課長

14ページをご覧ください。議案第40号、“三好市幼稚園午後保育実施要項の廃止について”でございます。先ほども申しましたとおり、預かり保育のなかで午後保育も謳っておりますので、午後保育についての実施要項は廃止をいたしたいと思っております。

15ページが現在の午後保育の要綱になります。廃止日につきましては、平成27年3月31日となっております。以上、よろしく申し上げます。

◆小松委員長

ただいま、関係部局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり決定をされました。続きまして、第41号、“三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部改正について”を議題といたします。

◆東口課長

18ページをご覧ください。これにつきましては大和小学校の廃校に伴いまして、改正前に大和小学校の記載があったものを、改正後に大和小学校の記載を削除いたしまして、小学校の校区をそれぞれ白地小学校と山城小学校に振り分けました。21ページの改正前の大和小校区の欄に“大和川、和歌山、寺野(東向のみ)”とあり、そのうちの大和川については、池田大和川と山城大和川との2つに区分されておまして、20ページの改正後の白地小学校区の欄の一番下に大和川がありますが、これは池田大和川になります。21ページの山城小学校の改正後の欄にある“大和川、和歌山、寺野(東向のみ)”が旧大和小校区で、大和側は山城大和川になります。

今回、改正する校区は、大和小学校のみです。よろしく申し上げます。

◆小松委員長

ただいま、関係部局から説明がありましたが、議案第41号について質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案のとおり決定をすることにご異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。続きまして議案第42号、“三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

25ページをご覧ください。議案第42号ですが、これは三好市適応指導教室の「そよかぜ学級」に関する要綱ですが、実際には東みよし町内の中学校の生徒も利用しております。これまで東みよし町内の学校の児童生徒について、記載がされておりましたので、今回ご提案させていただきました。省略しておりますが、第4条第1項に入室の対象者として三好市内の児童生徒としております。改正後に第2項として“旧三好郡内(東みよし町)の小学校・中学校に在籍する児童・生徒で、本人及び保護者が適応指導教室に係る手続及び費用負担については、教育長が別に定める。”と付け加えました。また費用負担として、第5条に“前条2項の入室希望者に係る手続及び費用負担については、教育長が別に定める。”ということで、これについても、東みよし町教育委員会と協議

の上、使用料を決定し、その利用負担をいただくことといたします。以上、よろしく申し上げます。

◆倉本教育長

これまでは基本的に三好市内の子どもたちだけが対象だったのですが、東みよし町からも入級の希望があり、また適応指導教室は色々な子どもたちがふれあうことも重要ですので、少人数よりは人数が多いほうがよいので受け入れておりました。その受入れの際、申請書を提出していただいて、許可を出してと手続きが多少煩雑だったのですが、今回の改正により東みよし町の生徒でも届出を提出していただくだけで済むようになります。ただこれまで、穴吹町などからも受入れの申請があったことがあり、その場合にどうするかは決まっています。

◆松丸次長

調べたところ、美馬市にも適応指導教室がございました。ですので、美馬郡市の生徒はそちらへ行くのではないかと思います。

◆倉本教育長

もう出来ているんですね。もし三好市適応指導教室に来た場合はその在籍する学校のある教育委員会と協議をして決めていくことになるかと思いますが、基本的に入室対象者は三好市と東みよし町の生徒になります。それを明確にしたということです。

◆小松委員長

追加説明もありましたが、質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案のとおり決定をすることにご異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり決定されました。続きまして第43号、“三好市教育委員会教育長交際費の支出基準に関する要綱について”を議題といたします。関係部局より説明をお願いします。

◆東口課長

27ページをご覧ください。これまで教育長交際費につきまして支払などは行っておりましたが、明確に規定するものはありませんでしたので、今回要綱として制定をするものでございます。

第1条で趣旨として、“教育行政の円滑な執行を図るため、教育長が、教育委員会又は外部の団体又は個人との交際に要する経費の支出基準を定めるものとする。”と規定しております。

第2条に支出先ということで、(1)三好市教育委員会の事務事業直接かつ密接な関係にあるもの、(2)三好市教育の振興に功績のあったもの、(3)災害、事故等に有ったもの、(4)教育長が特に必要と認めたものと規定しています。

第3条で支出区分・範囲として、御祝・御歓から接遇費までの9項目ございます。

第4条で支出限度額及び対象者を別表1及び別表2のとおりと規定し、その別表は28ページと29ページに記載しております。別表1は教育長交際費支出基準で、支出区分ごとの限度額です。4番の香典に関しましてさらに29ページにある別表2に対象者とその支出限度を定めております。

第5条は支出の方法についてで、交際費の支出については領収書等を得がたい場合は、出納簿に必要事項を記載し管理することとしております。その出納簿については30ページに記載している様式のとおりです。これにより管理していくことになります。

ご審議、よろしく申し上げます。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありました議案第41号について質疑はございませんか。

今まで、内規のようなものはなかったのですか。

◆倉本教育長

ありましたが、非常に簡単なもので細かく定めてはおらず、協議の上で支出を決めていました。しかし、きちんと定めたほうがいいたろうと要綱を作らせていただきました。お気づきのところが

あればおっしゃってください。また実際、基準を定めて支出をしても難しいケースが出てくると思います。

◆前川委員

なでしこ祭のサッカー大会に御祝金などを出していただくなど、大会等の開催の案内も多いと思うのですが。

◆倉本教育長

基本的に子どもが参加する大会には御祝は出していますが、大人の会には出しておりません。大人の会であっても従来から御祝を出しているものもありますので、区別がなかなか難しいところがあります。

◆小松委員長

事務局のほうで出ているのか、教育長交際費で出ているのかわからないのですが、三好教霊祠祭がありますよね。あれは一応宗教的行事に当たると思うのですが、問題はないのでしょうか。

◆倉本教育長

それはこの交際費から出ています。宗教的行事かどうかは微妙なところですね。学校を建てたりする時の地鎮祭は三好市で主催せず、建築業者が行っています。

◆小松委員長

他はどうでしょうか。

◆倉本委員長

まずはこの要綱に基づいて実施しながら、不都合が出たらその都度訂正していくようにします。

◆小松委員長

それでは、本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり決定をされました。議題となっております案件以外に、その他があります。まず、“① 三好市子どもの読書活動推進計画のパブリックコメントについて”、関係部局から説明をお願いします。

◆鈴木課長

その他事項のところ、“三好市子どもの読書活動推進計画のパブリックコメントについて”ということで、報告でございます。先般の12月19日に子ども読書推進計画策定委員会の2回目を開催いたしまして、今お手元に配布させていただいております策定計画が出来上がりました。そのパブリックコメントをいただくという事になります。策定計画の概要でございますが4章からなっております。第1章は計画の趣旨等でございます。第2章が子ども読書活動の現在の状況で、アンケートを取りまして、それに基づく結果を記載しております。第3章は今後の推進のための取り組みについてで、大きくは3つ、学校、家庭、地域での読書活動の推進を謳わせていただいております。他の具体的な項目もありますが、大きく分けると、その3つになります。第4章では、総合的な子ども読書活動の推進についてどうあるべきかということをもとめております。

最終目的としましては、数値目標はどうなるのか、今後どのような方向性を持たせるか、どういうふう目標を持っていくのかとして、数値目標は現在72%ほどの「読書を好きな子ども」の割合を5年後の平成31年度には80%に引き上げるという目標を掲げております。策定した計画の概要については以上のとおりでございます。

◆水原主査

パブリックコメントについてご説明いたします。パブリックコメントの募集期間は、1月5日から2月4日までの1カ月間を予定しています。三好市のホームページ、教育委員会庁舎、市役所、総合支所等に掲示させていただいて掲示をさせていただこうと思っております。以上です。

◆小松委員長

では、質疑に入ります。これは市報に掲載されたりしないのでしょうか。

◆鈴木課長

市報への掲載ですが、スケジュール的に原稿が間に合わないため、今回はホームページに掲載さ

せていただくことになりました。

◆小松委員長

市報が一番目を通す割合が多く、ホームページでは目を通す方が少ないと思います。へそっこニュースなどはどうでしょうか。

◆鈴木課長

策定計画をまず読んでいただかなくてはなりませんから、ホームページでパブリックコメントを募集していますということしかだせないとは思いますが。

◆小松委員長

全てを載せる必要はないと思いますが、こういったパブリックコメントを求めるということは、もう少し多くの人に知っていただくほうが望ましいのではないかと思います。

◆鈴木課長

検討させていただきます。

◆谷委員

パブリックコメントをいただいて、その結果この計画ができれば、それは市報などに載せるのでしょうか。

◆鈴木課長

載せます。また策定された計画については、最終的に冊子にする予定です。一般の方も手に取ることはできるかと思います。

◆谷委員

文字だけでは一般の方が見にくいと思うので、もっと挿絵とか何かほしいなと思います。

◆水原主査

もちろん、冊子にするときには挿絵など入れます。

◆東口課長

6ページの空白の箇所には、写真だとかそういったものを入れるようには聞いております。

◆水原主査

アンケート結果についても後ろに、資料編として付けさせていただく予定になっています。

◆小松委員長

目標数値を80%するとありますが、具体的に何をするのかは決まっているのでしょうか。

◆鈴木課長

読み聞かせや、学校ボランティアの活用によって子どもたちが読書に親しむ機会を提供できればと思っています。現段階で決まっているのはそれくらいです。

◆小松委員長

計画を新たにしても、活動自体が現在と同じならば、今より良くなることは期待できないと思います。読み聞かせをもっと積極的にするようにするにはどうすればいいのかとか、読者クラブの参加者を募るだとか、もっと具体的なものがが必要です。資料を見ますと、中学生になって読書が嫌いになる子どもが増えているので、なぜ中学生になると読書嫌いになるのかを分析していかないと、「頑張ります」だけでは、なかなかうまくいかないのではないかと思います。

◆鈴木課長

若い世代によく読まれているいわゆるケータイ小説といったジャンルをどうとらえるのかにもよりますが、できるだけ本に親しむという面から攻めなくては、具体的に難しいかと思えます。何かいい方法等ございましたら、お願いいたします。

◆倉本教育長

来年からボランティアで学校司書を全校に配置する予定になっています。従来は先生方が司書教諭の資格を持って学校図書館を充実させていくというやり方だったのですが、司書資格を持つ先生は少ないので、一般の方が免許を持たなくても整理や貸し出しといったことをしていただくようお願いしています。

読書の奨励については、県がやっている読書に関する賞を、三好市独自でやることも良いかもしれません。三好市の表彰があればまた読書に対するモチベーションも上がるかもしれません。

◆松丸次長

先ほど委員長がおっしゃっていたようなことが策定委員会の中でも議論になったのですが、もう少し検討いたしまして、計画に基づいて具体的に何をしますといったことが盛り込まれた実施計画に近いものを作っていきたいと考えております。

◆前川委員

学校の図書館を拝見させていただいた時に最近入った本を見てみますと、マンガ的な本も随分多く、またよく借り出されているようです。残念ながら、私たちが思う名作や読んでほしい本とは全く逆の読みやすい本を好む傾向にあるのではないかと思います。その傾向に沿ってそういった本を多く図書室に入れているからといって、学校が読書活動の推進をしていないかという、そうではなく頑張っています。ですが本を購入する際に、子どもたちが好むものだけでなく、子どもたちにどういった本を読ませたいかといった購入する側の姿勢も必要ではないかと思います。また学校のほうに負担を求めてしまうのですが、良い本を選んでほしいと思います。

◆倉本教育長

我々はマンガというと、書物の中でも一段低いような印象を受けがちですが、最近ではドラマや映画の原作になっているものが多数あります。内容的にも昔のものより多様なので、一概にマンガだからと嫌厭することもないと思います。マンガから読書に親しむことに触れていることもあると思います。

そういったことを突き詰めて考えてみますと、図書室の充実という事になるかと思いますが、読ませたい本をあまり購入していないというのは、並べていても読まないような本を購入しても仕方がないといった面もあるのではないのでしょうか。

◆小松委員長

以前テレビで見かけたのですが、大学生が論文を書く際について、1人は図書で実際の文献に当たって読み込む学生と、もう1人はインターネットで調べている学生との比較だったのですが、インターネットで調べていた学生は借りてきた内容がほとんどで自分の意見がわずかであったのに対し、実際に文献で調べていた方の学生は自分の意見がたくさん入っていたという結果になっていました。後者の学生について立花隆さんは、それは使い方が悪く、スマホやタブレットといった情報機器の先には遥かに大きな情報の世界があるので、それにどこまでアクセスしていくのかを教えていかななくてはならないとおっしゃっていました。どちらがよくて悪いかという話ではなく、それぞれの取り組み方だということは一理あると思います。

◆倉本教育長

昔ほどこの図書館に行っても百科事典や図鑑といったものが並べられていましたが、今ではインターネットで調べるためにパソコンを置いておいたほうが便利になりました。

◆小松委員長

そういった知識を得るにはそっちのほうが便利になりましたが、いろんなことを読み込んでいく、読んで理解していく読解力は落ちてきているような気がします。

だからといって、あまりに難しい本を子どもたち皆に読めというのも難しい話だと思いますが、何人か興味を持っている子どもを育てていくことも大事だと思います。読書に興味を持って難しい本を読んでいる子には、先生がその子に合ったもっと難しい本を進めていくとか、そういったことができればいいと思います。

◆前川委員

やはり幼い時からの積み重ねだと思いますので、幼稚園入学までに本に触れる機会を増やすことが、読書活動推進の一番の近道かなと思います。中学生になったからと本を読むように促すには、根気強い手立てが必要ではないかと思います。

◆小松委員長

大分意見が出ましたがどうでしょうか。このパブリックコメントを求めていくという事については、このままでよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

ではこの件につきましては先ほどの内容のとおり進めていただくようお願いいたします。他に

なにかありますか。

◆中岡課長

1点よろしいでしょうか。文化財課から教育委員会にお願い事項がございます。文部科学大臣に対する意見具申を予定しております、案件は大歩危の名勝についてでございます。これは皆様ご承知置きのとおり、既に国の天然記念物に指定されておりますが、その後、この勢いで「名勝」を目指して進んでおります。

来年の年明けの1月27日に教育委員会が開かれるとお聞きしました。意見具申がそれ以降でしたら議案として提案できるわけですが、もしかすれば27日までに提出しなければならないということもございますので、事前に委員さんのお耳にいただきまして、その場合には専決をさせていただくことをお認めいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◆小松委員長

どうでしょうか。「名勝」というとどういったものになるのでしょうか。

◆中岡課長

文化財保護法でいうところの、保護法に基づいて国が指定する名勝地となります。それを目指しております。

◆倉本教育長

国指定の名勝となると天然記念物より格が上がるようになります。

◆中岡課長

他の名勝となりますと、徳島県では鳴門海峡がそれに当たります。

◆倉本教育長

阿波の土柱はどうですか。

◆中岡課長

土柱は国の天然記念物になります。県指定の名勝だったかもしれません。

◆小松委員長

では、これに関してはよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

これで三好教育委員会12月定例会はこれで終了します。

以上